

「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」 の考え方について（ガイドライン）

令和5年6月30日
令和6年11月20日 改訂
令和8年3月16日 改訂
令和8年6月16日 改訂

【第1編:非上場認可 PTS】

「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」（以下「規則」といいます。）の考え方は、以下のとおりです。

【第4条（非上場認可 PTS 運営会員における社内規則の制定等）関係】

（非上場認可 PTS 運営会員における社内規則の制定等）

第4条 非上場認可 PTS 運営会員は、非上場認可 PTS 運営業務を行うに当たり、次の各号に掲げる事項を定めた社内規則を作成しなければならない。

- 1 非上場認可 PTS 銘柄の適正性の審査に関する事項
 - 2 非上場認可 PTS 銘柄の取扱廃止基準に関する事項
 - 3 発行体との契約に関する事項
 - 4 適時の情報提供に関する事項
 - 5 売買審査の実施に関する事項
 - 6 価格情報の公表等に関する事項
 - 7 発行体への措置及び非上場認可 PTS 銘柄の売買停止措置等に関する事項
 - 8 受渡決済に関する事項
 - 9 国内の取引所金融商品市場に上場している有価証券（以下「上場有価証券」という。）との誤認防止措置に関する事項
 - 10 非上場認可 PTS 取引協会員に遵守させるべき事項
- 2 非上場認可 PTS 取引協会員は、非上場認可 PTS 取引業務を行うに当たり、非上場認可 PTS 運営会員が前項第10号に基づき社内規則で定める事項を遵守しなければならない。

Q1：非上場認可 PTS 運営会員が規則第4条第1項に従い社内規則で定めるべき事項は何か。

A1：規則第4条第1項第1号（非上場認可 PTS 銘柄の適正性の審査）、第3号（発行体との契約）、第4号（適時の情報提供）、第5号（売買審査の実施）、第6号（価格情報の公表等）、第7号（発行体への措置及び非上場認可 PTS 銘柄の売買停止措置等）及び第9号（上場有価証券との誤認防止措置）については、基本的にはそれぞれ規則に対応する規定（第6条から第13条）及び関連する本ガイドラインの内容を参考に定めることを想定しておりますが、その他、留意すべき事項等は以下のとおりです。

○第2号（非上場認可 PTS 銘柄の取扱廃止基準）関係

非上場認可 PTS 銘柄の取扱いを廃止する基準は各非上場認可 PTS 運営会員によって異なるものと考えられますが、例えば、発行体からの適時の情報提供や法定開示書類の内容により投資家保護上問題のある状況であることが判明した又は発行体と非上場認可 PTS 運営会員が規則第7条の規定に基づき締結した契約について重大な違反があ

ったと非上場認可 PTS 運営会員が認めた等の理由により、PTS での流通が適切でなくなつたと判断される場合等に取扱廃止基準に該当する旨を規定することが想定されます。

また、非上場認可 PTS 銘柄が取引所金融商品市場に上場することとなった場合、当該有価証券は本規則の対象外となることから、取引所金融商品市場に上場する前日までに非上場認可 PTS 銘柄としての取扱いを廃止する必要があります。

○第 4 号（適時の情報提供）関係

発行体から非上場認可 PTS 運営会員への適時の情報提供が必要となる場合及び情報提供の内容を定めるとともに、発行体から適時の情報提供を受けた情報内容を公衆の縦覧に供するまでのプロセスや方法について定めることを想定しております。また、非上場認可 PTS 運営会員に対しては、規則第 8 条第 3 項により公衆の縦覧に供した情報の内容の適正性確保に努める義務があることを踏まえ、適正性確保の方法に関する事項を社内規則で定めることを想定しております。

○第 7 号（発行体への措置及び非上場認可 PTS 銘柄の売買停止措置等）関係

発行体において適時の情報提供が行われない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合、非上場認可 PTS 運営会員が当該発行体に対して改善要請を行うこと、また改善要請を行ったにも関わらず、改善が見られない場合に講ずる措置の内容について、社内規則で定めることを想定しております。具体的な措置としては、例えば以下の事項が考えられます。

- ① 適時の情報提供を行っていない発行体名の公表
- ② 一定の猶予期間後に取扱廃止となるおそれがある銘柄として指定
- ③ 取扱廃止

また、有価証券報告書や半期報告書等の法定開示書類の提出状況に不備その他の不適切な事項があることが判明した場合、非上場認可 PTS 運営会員は当該銘柄について売買停止措置を講じることやその重大さに応じて取扱廃止とすることを社内規則で定めることが適切であると考えられます。

○第 8 号（受渡決済）関係

非上場株式については、会社法の規定に基づき譲渡が制限されている場合があります。そのような譲渡制限付株式を非上場認可 PTS 銘柄に指定する非上場認可 PTS 運営会員は、当該株式の約定から受渡し・決済に至るまでのプロセス（当該株式の発行体からの承認を取得する方法等）について、社内規則で定めることが想定されます。

○第 10 号（非上場認可 PTS 取引協会に遵守させるべき事項）関係

例えば、非上場認可 PTS 運営業務の実施にあたっての取引のルールについて定めることなどが考えられます。

【第 5 条（業務内容の公表等）関係】

（業務内容の公表等）

第 5 条 非上場認可 PTS 運営会員及び登録 PTS 運営会員は、自社が行う非上場認可 PTS 運営業務又は登録 PTS 運営業務の内容について自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公表しなければならない。ただし、自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が、自社が行う自社顧客型登録 PTS 運営業務の内容について、登録 PTS 銘柄取引を行う顧客に対して説明を行う場合はこの限りでない。

Q1：非上場認可 PTS 運営会員が自社のウェブサイト等において公表すべき非上場認可 PTS 運営業務の内容にはどのようなものが考えられるか。

A1：投資者が非上場認可 PTS 銘柄の取引を行うに際し、PTS の概要、取引ルールに関する情報及び非上場認可 PTS 銘柄の適正性が確保されていることを確認することが重要であることから、規則第 5 条では、非上場認可 PTS 運営会員の業務内容を自社のウェブサイ

ト等で公表することを求めています。具体的には、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」(IV-4-2-1②ロ)も踏まえ、例えば以下の事項が考えられます。

- ① 非上場認可 PTS 運営会員の概要
- ② 取引ルール (注文、価格決定及び受渡決済の方法等)
- ③ 非上場認可 PTS 銘柄の適正性確保に関する事項 (審査基準の概要及び審査方法等)

【第 6 条 (非上場認可 PTS 銘柄の適正性審査) 関係】

(非上場認可 PTS 銘柄の適正性審査)

第 6 条 非上場認可 PTS 運営会員は、非上場有価証券を新たに非上場認可 PTS 銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該非上場有価証券の適正性について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について審査を行わなければならない。

1 企業金融型商品 (非上場有価証券のうち、企業内容等の開示に関する内閣府令第 1 条第 1 号イからワに掲げるものに該当するものをいう。以下同じ。)

イ 発行体が金商法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書 (同項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。) を提出又は同法第 27 条の 32 第 1 項の規定により発行者情報 (同項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。) を提供若しくは公表しなければならない者であること

ロ 発行体の業務の実在性、事業継続体制

ハ 発行体におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況

ニ 発行体の財務状況

ホ 発行体における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表及び適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況

ヘ 発行体が反社会的勢力 (「定款の施行に関する規則」第 15 条に規定する反社会的勢力をいう。以下同じ。) との関係の有しないこと

ト 当該非上場有価証券 (トークン化有価証券に該当するものに限る。) の権利移転等に関する事項

チ その他投資者保護の観点から非上場認可 PTS 運営会員が必要と認める事項

2 資産金融型商品 (非上場有価証券のうち、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 1 条第 1 号、第 2 号、第 3 号から第 4 号の 4、第 6 号及び第 6 号の 2 に掲げるものに該当するものをいう。以下同じ。)

イ 発行体が金商法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を提出又は同法第 27 条の 32 第 1 項の規定により発行者情報を提供若しくは公表しなければならない者であること

ロ 資産の流動化のスキームの合理性、適切性

ハ 発行体及び運用会社等 (当該非上場有価証券に係る資産運用会社、投資顧問会社等に相当する者をいう。以下同じ。) におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況

ニ 受益者等と発行体及び運用会社等との間における利益相反状況

ホ 発行体及び運用会社等の財務状況

ヘ 発行体及び運用会社等における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表及び適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況

ト 発行体及び運用会社等が反社会的勢力との関係の有しないこと

チ 当該非上場有価証券 (トークン化有価証券に該当するものに限る。) の権利移転等に関する事項

リ その他投資者保護の観点から非上場認可 PTS 運営会員が必要と認める事項

Q1 : 非上場認可 PTS 運営会員による非上場認可 PTS 銘柄の適正性審査にあたり、審査の対象となる銘柄の引受主幹事を担った証券会社の審査結果等を参考にすることはできるか。

A1：規則第6条で定める非上場認可 PTS 銘柄の適正性審査にあたり、例えば当該銘柄の発行時点から PTS での取引が予定されている場合等には、発行体及び審査の対象となる銘柄の引受主幹事や募集の取扱い時に主導的な役割を担う協会員（以下「引受主幹事等」という。）の同意が得られる場合、引受主幹事等による審査結果等を参考とすることもできると考えられます。ただし、その場合でも、引受けや募集の取扱いから期間が相当程度経過しており、引受主幹事等による審査結果等を参考とすることが適当でない場合もあることに留意が必要です。

Q2：規則上、非上場認可 PTS 運営会員は銘柄ごとに審査を行うことが求められているが、既に（非上場認可 PTS 銘柄の発行体として）審査を行ったことがある発行体の異なる有価証券を追加する場合でも、すべての項目について審査が必要か。

A2：非上場認可 PTS 運営会員が行う適正性の審査について、既に当該発行体について非上場認可 PTS 銘柄を発行する者として審査したことがある場合であって、共通する審査項目について審査済みの内容に重要な変更がないことが確認できたときには、一部適正性の審査を省略・簡素化することが考えられます。
ただし、その場合でも重要な変更が行われていないことを確認した証跡などを残す必要がある点に留意すべきと考えられます。

Q3：「当該非上場有価証券（トークン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項」（第1号ト、第2号チ）とは何か。

A3：例えば、以下の事項が考えられます。

1. プラットフォームのシステムリスク管理態勢等について

トークンの発行・移転が行われるプラットフォーム等（必要に応じ証券会社やプラットフォームが管理するウォレット等を含む）のシステムリスク管理態勢、サイバーセキュリティ管理体制等が整備されていることを確認することによって、非上場認可 PTS 銘柄取引によりトークン化有価証券を取得する顧客の権利が保護される仕組みが整備されているか、確認が必要と考えられます。

2. 非上場認可 PTS 運営会員における秘密鍵や発行体等が管理する権利者や権利数を電子的に記録した帳簿の管理方法の対応可能性

トークン化有価証券は、トークンの発行・移転が行われるプラットフォームや商品ごとのスキームにより権利移転の方法が異なることが想定されます。そのため、非上場認可 PTS 銘柄取引によりプラットフォーム上のトークン移転や発行体等が管理する権利者や権利数を電子的に記録した帳簿の書き換えが行われ、正常に権利が移転されるか、個別の銘柄ごとに確認が必要と考えられます。

ただし、過去に同一のプラットフォーム、スキーム及び管理方法による銘柄の適正性審査を実施している場合においては、上記1及び2に記載された事項について、過去の審査時に確認した内容から変更がないことを確認することや変更がある部分について審査することも考えられます。その場合でも、確認内容について記録を残しておくことが望ましいと考えられます。

Q4：「受益者等と発行体及び運用会社等との間における利益相反状況」（第2号ニ）とは具体的にどのような事項を審査すればよいのか。

A4：発行体が、運用会社等及びそのグループ会社との間で、取引行為その他の資産の運用、役員の兼職等を通じて不当に利益を供与又は享受することで、受益者等の利益が不当に損なわれる状況が生じていないかを確認することが考えられます。例えば、発行体から以下の事項について確認した文書を受領する等の方法によることが考えられます。

- ・発行体と運用会社等及びそのグループ会社との間に取引が発生している場合において、当該取引が取引を継続する合理性及び取引価格を含めた取引条件の妥当性を有

すること。

- ・発行体又は運用会社等と同一の企業グループに属する受益者等が自己の利益を優先することにより、他の受益者等の利益が不当に損なわれる状況にないこと。

Q5：適正性審査項目について、商品の発行スキーム等により当てはまる事項がない場合には確認は不要としてよい。

A5：当てはまる事項がない場合には確認は不要です。

【第7条（発行体との契約締結）関係】

（発行体との契約締結）

第7条 非上場認可 PTS 運営会員は、非上場有価証券を新たに非上場認可 PTS 銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該非上場有価証券の発行体との間で次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。

- 1 発行体による非上場認可 PTS 運営会員への適時の情報提供に関する事項
- 2 発行体又は運用会社等のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表に関する事項
- 3 発行体による非上場認可 PTS 運営会員への適時の情報提供が実施されない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合の措置に関する事項
- 4 発行体による非上場認可 PTS 運営会員への適時の情報提供に必要な情報を運用会社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨
- 5 前各号に掲げる事項のほか、非上場認可 PTS 運営会員の定める規則を遵守する旨

Q1：規則第7条第1号「発行体による非上場認可 PTS 運営会員への適時の情報提供に関する事項」について留意すべき事項等はあるか。

A1：発行体により非上場認可 PTS 運営会員に提供される適時の情報提供の内容及び時期に加え、発行体からの情報提供の情報内容について非上場認可 PTS 運営会員が公衆縦覧を行うこと等について契約に含める必要がある点に留意が必要です。

Q2：規則第7条第4号「発行体による非上場認可 PTS 運営会員への適時の情報提供に必要な情報を運用会社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨」についてどのように対応すべきか。

A2：非上場認可 PTS 運営会員と発行体との契約の条項で、運用会社等の名称及び当該運用会社等の協力を得る旨を明記する必要があります。また、発行体と運用会社等との間の契約において運用会社等が適時の情報提供に関する協力を行う態勢が整っているかを確認することや、運用会社等を含めた3者間の契約を締結することが望ましいと考えられます。

【第8条（非上場認可 PTS 銘柄の発行体による適時の情報提供）関係】

（非上場認可 PTS 銘柄の発行体による適時の情報提供）

第8条 非上場認可 PTS 運営会員は、前条第1項の契約において、同項第1号により定める発行体による非上場認可 PTS 運営会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

- 1 発行体から非上場認可 PTS 運営会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項
 - イ 第2条第4号イに掲げる有価証券について、金商法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出しなければならない場合
 - ロ 第2条第4号ロに掲げる有価証券について、公表した特定証券情報（特定投資家投資勧誘等規則第2条第7号に規定する特定証券情報（特定投資家投資勧誘等

規則第6条第3項各号に掲げる各様式の第一部に係るものを除く。)をいう。以下同じ。)又は発行者情報(以下「特定証券情報等」という。)について、金商法第27条の31第4項又は第27条の32第3項に該当した場合

ハ 投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生があった場合(イ又はロに掲げる場合を除く。)

ニ イからハに掲げる場合の他、非上場認可PTS運営会員が必要と認める場合

2 発行体から非上場認可PTS運営会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項

イ 前号イに該当する場合、提出する臨時報告書の記載事項

ロ 前号ロに該当する場合、訂正する情報の内容

ハ 前号ハに該当する場合、当該投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の内容

ニ 前号ニに該当する場合、非上場認可PTS運営会員が必要と認める事項

3 発行体の非上場認可PTS運営会員に対する情報提供の期限

2 非上場認可PTS運営会員は、発行体から適時の情報提供を受けた場合、当該情報内容を速やかに自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法(投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。)により公衆の縦覧に供しなければならない。

3 非上場認可PTS運営会員は、前項に基づき公衆の縦覧に供した情報の内容の適正性の確保に努めるものとする。

Q1：トークン化有価証券において、規則第8条第1項第1号ハに該当するのはどのような場合か。

A1：例えば以下の事実が生じた場合が該当するものと考えられます。

<企業金融型商品>

1. 発行体の決定事実

- ① 資本金の額の減少
- ② 解散(合併による解散を除く。)、業務上の提携又はその解消、事業の開始・廃止
- ③ 商号又は名称の変更、決算期の変更
- ④ 継続企業の前提に関する事項の計算書類への注記
- ⑤ 当該発行体が発行する社債券に関する社債権者集会の招集
- ⑥ 剰余金の配当の決定及び優待の新設又は廃止

2. 発行体の発生事実

- ① 有価証券報告書の提出遅延、有価証券報告書の提出期限延長申請に係る承認
- ② 財務諸表等の監査報告書における不適正意見、意見不表明、継続企業の前提に関する事項を除外事項とした限定付適正意見
- ③ 当該発行体が発行する社債券に関する期限の利益の喪失、社債権者集会の招集
- ④ 親会社等に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て
- ⑤ 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

3. 当該発行体の子会社に係る決定事実又は発生事実

上記1.又は2.の事実が当該発行体の子会社において生じ、当該事実が当該発行体の運営、業務若しくは財産又は当該トークン化有価証券に関する重要な事実として投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす場合

<資産金融型商品>

1. 発行体の決定事実

- ① 受益権又は信託の併合又は分割
- ② 資産運用に係る委託契約の締結又はその解約
- ③ 金銭の分配の決定及び優待の新設又は廃止

2. 発行体の発生事実

- ① 有価証券報告書の提出遅延、有価証券報告書の提出期限延長申請に係る承認
- ② 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

3. 運用会社等の決定事実又は発生事実

上記1. 又は2. の事実が当該トークン化有価証券の運用会社等において生じ、当該事実が当該発行体の運営、業務若しくは財産又は当該トークン化有価証券に関する重要な事実として投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす場合

Q2：特定投資家向け有価証券において、規則第8条第1項第1号ロ又はハに該当するのはどのような場合か。

A2：例えば以下の事実が生じた場合が該当するものと考えられます。

<企業金融型商品>

1. 発行体に係る決定事実

- (1) 株式等の状況に関する事項
 - ① 新株の発行、資本金の額の減少
 - ② 合併等の組織再編行為
 - ③ 剰余金の配当の決定及び優待の新設又は廃止
- (2) 事業の内容等に関する事項
 - ④ 業務上の提携、新事業の開始
 - ⑤ 解散、事業の廃止、業務上の提携の解消
 - ⑥ 代表取締役の異動、商号・名称の変更、決算期の変更
- (3) コーポレート・ガバナンスに関する事項
 - ⑦ 会計監査人設置会社である発行体における、継続企業の前提に関する事項の計算書類への注記
 - ⑧ 全部取得条項付種類株式の全部の取得若しくは特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認又は不承認
- (4) その他
 - ⑨ 当該発行体が発行する社債券に関する社債権者集会の招集

2. 発行体に係る発生事実

- ① 手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分
- ② 発行者情報の公表遅延又は有価証券報告書の提出遅延若しくは有価証券報告書の提出期限延長申請に係る承認
- ③ 会計監査人設置会社である発行体における、財務諸表等の監査報告書における不適正意見、意見不表明、継続企業の前提に関する事項を除外事項とした限定付適正意見
- ④ 当該発行体が発行する社債券に関する期限の利益の喪失、社債権者集会の招集
- ⑤ 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

3. 当該発行体の子会社に係る決定事実又は発生事実

上記 1. 又は 2. の事実が当該発行体の子会社において生じ、当該事実が当該発行体の運営、業務若しくは財産又は当該特定投資家向け有価証券に関する重要な事実として投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす場合

<資産金融型商品>

1. 発行体に係る決定事実

- ① 投資口又は受益権の追加発行の決定
- ② 合併、解散又は資産運用に係る委託契約の締結若しくは解約の決定
- ③ 金銭の分配の決定及び優待の新設又は廃止

2. 発行体に係る発生事実

- ① 手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分
- ② 発行者情報の提出遅延又は有価証券報告書の提出遅延若しくは有価証券報告書の提出期限延長申請に係る承認
- ③ 財務諸表等の監査報告書における不適正意見、意見不表明、継続企業の前提に関する事項を除外事項とした限定付適正意見
- ④ 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

3. 運用会社等に係る決定事実又は発生事実

上記 1. 又は 2. の事実が当該特定投資家向け有価証券の運用会社等において生じ、当該事実が当該発行体の運営、業務若しくは財産又は当該特定投資家向け有価証券に関する重要な事実として投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす場合

Q3：非上場認可 PTS 銘柄の発行体が上場会社等の場合において、規則第 8 条第 1 項による契約で定める適時の情報提供に関する事項のうち、TDnet において開示されている事項については、発行体から非上場認可 PTS 運営会員への情報提供を不要とすることはできるか。

A3：非上場認可 PTS 銘柄の発行体が金融商品取引所の上場会社であって、適時の情報提供が必要な事項が TDnet において開示されている場合は、当該発行体が当該情報が TDnet に掲載された旨及びその日付の連絡を非上場認可 PTS 運営会員に行うことをもって、非上場認可 PTS 運営会員への情報提供が行われたとみなして差し支えありません。

この場合、非上場認可 PTS 運営会員は自社のウェブサイト等に当該発行体による適時の情報提供の情報内容自体を掲載する方法に代えて、自社のウェブサイト等に当該発行体による適時の情報提供の情報内容は TDnet で閲覧できる旨を注記するとともに TDnet のトップページの URL を掲載する方法により公衆の縦覧に供することが考えられます。

Q4：規則第 8 条第 1 項第 3 号「発行体の非上場認可 PTS 運営会員に対する情報提供の期限」はどのように定めればよいか。

A4：適時の情報提供の情報内容の公衆縦覧は、法令に基づく臨時報告書による開示や法令諸規則に基づく発行者情報の訂正の内容について、直ちに、投資者に情報提供が行われることを意図しています。実際の期限については商品性等の実態に応じ非上場認可 PTS 運営会員が発行体との間で取り決めるものですが、例えば毎営業日取引が可能な商品であれば、原則として情報提供が必要となる事由が生じた当日中又は翌日中に情報提供が行われることを想定しています。

なお、上場会社等である発行体が非上場認可 PTS 運営会員との契約に基づき、適時の情報提供を TDnet において開示されている資料の URL により行う場合でも、上記と同様の考え方による必要がある点に留意が必要です。

Q5：非上場認可 PTS 運営会員は発行体による適時の情報提供の内容の適正性について、公衆の縦覧に供する前に確認する必要があるか。

A5：規則第 8 条第 3 項の規定は、第 2 項に基づき公衆の縦覧に供した情報について、事後的に確認することにより適正性の確保に努めることを求めるものです。ただし、非上場認可 PTS 運営会員が情報提供の内容の適正性について、事前に発行体から相談を受けること又は確認をすることを妨げるものではありません。

Q6：発行体の親法人等が上場会社である場合、発行体による適時の情報提供及び非上場認可 PTS 運営会員による公衆縦覧に当たり、留意すべき点はあるか。

A6：発行体による適時の情報提供の内容が上場会社である親法人等の重要事実に該当する場合には、当該親法人等からの公表が行われたことを確認のうえ、非上場認可 PTS 運営会員による公衆縦覧が行われるよう留意すべきであると考えられます。

Q7：非上場認可 PTS 運営会員における公衆縦覧の期間はどのように考えればよいか。

A7：商品性や取引の実態に応じた適切な期間を設定いただく必要があります。なお、取引不可能な期間がある銘柄については、投資者への情報提供の観点からは、当該取引不可能期間よりも長い期間を設ける必要があると考えられます。

Q8：規則第 8 条第 2 項による公衆縦覧は、非上場認可 PTS 運営会員のウェブサイト以外で行うことも可能か。

A8：規則第 8 条第 2 項に規定する「自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）」は自社のウェブサイトに掲載する方法のみに限定されませんが、投資者の利便性の観点から、一覧性をもたせたうえでアクセスしやすい場所とすることが必要です。また、自社のウェブサイト以外に掲載する場合は、自社のウェブサイト上でも掲載場所を案内することが望ましいと考えられます。

【第 9 条（非上場認可 PTS 銘柄の価格情報の公表等）関係】

（非上場認可 PTS 銘柄の価格情報の公表等）

第 9 条 非上場認可 PTS 運営会員は、非上場認可 PTS 銘柄の約定価格、最終気配（非上場認可 PTS 運営会員の売買価格の決定方法により最終気配が形成されない場合を除く。以下同じ。）及び出来高を自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により、毎営業日、公表しなければならない。

2 非上場認可 PTS 運営会員は、非上場認可 PTS 取引協会より非上場認可 PTS 銘柄の約定価格等（約定価格又は気配情報（最良気配及び数量をいう。）をいう。以下同じ。）の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。

3 非上場認可 PTS 取引協会は、顧客より非上場認可 PTS 銘柄（当該非上場認可 PTS 取引協会が行う非上場認可 PTS 取引業務により取引されるものに限る。第 10 条及び第 13 条第 2 項において同じ。）の約定価格等の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。

Q1：規則第 9 条第 1 項に基づき非上場認可 PTS 運営会員が公表する価格情報（約定価格、最終気配及び出来高）のうち、約定価格は具体的にはどのようなものが考えられるか。また、前場・後場がある場合等にはそれぞれの価格情報を公表する必要があるか。

A1：約定価格については、いわゆる四本値（始値、終値、高値及び安値）を想定しています。一日の中で取引の時間が分かれている場合でも、公表する価格情報は営業日ごとの

もので差し支えありません。なお、一日に一度のみ取引が行われる場合、その価格のみを公表することで差し支えありません。

【第 10 条（不公正取引等の防止）関係】

（不公正取引等の防止）

第 10 条 非上場認可 PTS 取引協会員及び登録 PTS 取引協会員は、非上場認可 PTS 取引業務又は登録 PTS 取引業務を行うに当たり、次の各号に掲げる取引を防止する態勢を整備しなければならない。

- 1 偽装売買、馴合い売買等の不正な手段を用いて行われる取引
 - 2 非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を偽装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価格を高くして買付けを行う又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の取引
 - 3 他の投資者に相場が自然に形成されたと誤解させて売買取引に誘い込むことを目的として、約定させる意思のない買付け又は売付けを行う等の取引
- 2 前項各号に掲げる不公正取引のほか、非上場認可 PTS 取引協会員及び登録 PTS 取引協会員は、非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄の取引状況に比し、過当とみられる取引を防止する態勢を整備しなければならない。

Q1：規則第 10 条第 1 項第 3 号「他の投資者に相場が自然に形成されたと誤解させて売買取引に誘い込むことを目的として、約定させる意思のない買付け又は売付けを行う等の取引」はいわゆる見せ玉を指すのか。

A1：いわゆる見せ玉を指します。「買付け又は売付けを行う等の取引」には注文の取消しや変更も含む点に留意してください。

Q2：規則第 10 条第 2 項「非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄の取引状況に比し、過当とみられる取引」は、どのような取引を想定しているのか。

A2：例えば、市況の変動又は投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生等がないにも関わらず、当該非上場認可 PTS 銘柄又は当該登録 PTS 銘柄の通常の取引状況に鑑みて過当とみられる数量・頻度であって、市場の秩序を害すると認められるような取引が想定されます。

なお、通常売買が成立していない銘柄について、取引が発生したことをもって過当と判断するという趣旨ではありません。

【第 12 条（売買停止措置）関係】

（売買停止措置）

第 12 条 非上場認可 PTS 運営会員及び登録 PTS 運営会員は、第 4 条第 1 項第 7 号又は第 4 条の 2 第 1 項第 1 号ト若しくは同項第 2 号チにより定めた社内規則に基づき適切に売買停止措置を講じなければならない。

Q1：非上場認可 PTS 運営会員はどのような場合に売買停止を行う必要があるか。

A1：非上場認可 PTS 運営会員は、社内規則に基づき、適切に売買停止措置を講じる必要がありますが、例えば以下の場合については売買停止措置が必要と考えられます。

- （1）債券又は転換社債型新株予約権付社債券について抽選償還が行われる場合で、非上場認可 PTS 運営会員が必要であると認める場合
- （2）非上場認可 PTS 銘柄又はその発行体等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確で

ある場合又は非上場認可 PTS 運営会員が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合

- (3) 発行体の有価証券報告書や半期報告書等の法定開示書類の提出状況等について、不備その他の不適切な事項があることが判明した場合
- (4) 売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買を継続して行わせることが適当でないと認める場合
- (5) 売買システムの稼働に支障が生じたとき、プラットフォームのシステムの稼働に支障が生じたとき、非上場認可 PTS 運営業務に係る非上場認可 PTS 運営会員の施設に支障が生じたとき等において、売買を継続して行わせることが困難であると認める場合
- (6) 売買の取消しを行う可能性があることを周知させる必要があると認める場合

【第 13 条（上場有価証券等との誤認防止措置）関係】

（上場有価証券等との誤認防止措置）

第 13 条 非上場認可 PTS 運営会員は、非上場認可 PTS 銘柄が上場有価証券ではないことについて自社のウェブサイト上で明示しなければならない。

2 非上場認可 PTS 取引協会員は、非上場認可 PTS 銘柄が上場有価証券ではないことについて、顧客に説明を行わなければならない。

Q1：規則第 13 条第 1 項に関し、非上場認可 PTS 運営会員はどのように対応することが考えられるか。

A1：非上場認可 PTS 銘柄が上場有価証券ではないことを明示したうえで、例えば、非上場認可 PTS 運営会員が取引の対象としている上場有価証券と非上場認可 PTS 銘柄で情報の掲載ページを分け、上場有価証券と異なり非上場認可 PTS 運営会員による審査を経て取扱銘柄とされるものであること、上場有価証券と流動性や情報開示の内容・頻度に違いがあること等について注意書きを付すといった対応が望ましいと考えられます。

Q2：規則第 13 条第 2 項に関し、非上場認可 PTS 取引協会員はどのように説明を行うことが考えられるか。また、特定投資家にも説明を行う必要があるか。

A2：非上場認可 PTS 銘柄が上場有価証券ではない旨を契約締結前の情報提供の情報に含めて提供する等により説明することが考えられます。顧客が特定投資家であり、契約締結前の情報提供を要しない場合でも、説明を行うことが必要です。

その他、上場有価証券と流動性や情報開示の内容・頻度に違いがあること等の非上場認可 PTS 銘柄取引に固有のリスク等について、契約締結前の情報提供の情報に含めて提供する等の適切な方法により説明を行うことが望ましいと考えられます。

【第 15 条（特定投資家向け有価証券に係る特則等）関係】

（特定投資家向け有価証券に係る特則等）

第 15 条 非上場認可 PTS 取引協会員又は登録 PTS 取引協会員は、特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）以外の者である顧客から、私設取引システムにおける特定投資家向け有価証券の買付けの受託を行ってはならない。

2 第 6 条及び第 6 条の 2 の規定にかかわらず、非上場認可 PTS 運営会員又は登録 PTS 運営会員は、特定投資家向け有価証券である投資信託等（特定投資家投資勧誘等規則第 2 条第 4 号に規定する投資信託等をいう。以下同じ。）を新たに非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該投資信託等の適正性について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について審査を行わな

ればならない。

1 投資信託受益証券（特定投資家投資勧誘等規則第2条第2号に規定する投資信託受益証券をいう。）

イ 発行体における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表等を適正に行うための態勢整備の状況（発行体が第6条第1号イに該当する者である場合に限る。）

ロ 発行体における適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況

ハ 当該投資信託受益証券（トークン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項

ニ その他投資者保護の観点から非上場認可 PTS 運営会員又は登録 PTS 運営会員が必要と認める事項

2 投資証券等（特定投資家投資勧誘等規則第2条第3号に規定する投資証券等をいう。）

イ 発行体及び運用会社等におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況

ロ 受益者等と発行体及び運用会社等との間における利益相反状況

ハ 発行体及び運用会社等における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表等を適正に行うための態勢整備の状況（発行体が第6条第2号イに該当する者である場合に限る。）

ニ 発行体及び運用会社等における適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況

ホ 発行体及び運用会社等が反社会的勢力との関係を有しないこと

ヘ 当該投資証券等（トークン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項

ト その他投資者保護の観点から非上場認可 PTS 運営会員又は登録 PTS 運営会員が必要と認める事項

3 非上場認可 PTS 運営会員又は登録 PTS 運営会員（取次型登録 PTS 運営業務を行う場合に限る。）は、特定投資家向け有価証券を新たに非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該特定投資家向け有価証券の発行体（有価証券報告書を提出しなければならない発行体を除く。）との間で、次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。

1 当該非上場認可 PTS 運営会員又は登録 PTS 運営会員が当該特定投資家向け有価証券を非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄に追加するまでに、発行者情報（発行者情報が作成されていない場合には、特定証券情報）を特定投資家投資勧誘等規則第7条第2項第2号（特定証券情報にあっては同規則第6条第2項第2号）の方法（取扱協会のウェブサイトにおいて公表する方法を除く。）により公表する旨

2 当該特定投資家向け有価証券が非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄となっている間、発行者情報を特定投資家投資勧誘等規則第7条第2項第2号の方法（取扱協会のウェブサイトにおいて公表する方法を除く。）により公表する旨

Q1：特定投資家のみが取引する特定投資家向け有価証券について、一般投資家も取引するトークン化有価証券と同等の審査を行う必要はあるか。

A1：「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」において、特定投資家のみが取引する特定投資家向け有価証券の特性等を前提に、投資信託受益証券及び投資証券等については審査を不要としている項目もあることから、本規則においても、第14条第2項において特定投資家向け有価証券の審査基準を別途定めております。

【第17条（非上場認可 PTS 運営会員及び登録 PTS 運営会員に対する準用）関係】

（非上場認可 PTS 運営会員及び登録 PTS 運営会員に対する準用）

第 17 条 第 9 条第 3 項、第 9 条の 2 第 3 項、第 10 条及び第 15 条第 1 項の規定は、非上場認可 PTS 運營業務又は登録 PTS 運營業務のうち、非上場認可 PTS 取引協会員又は登録 PTS 取引協会員による媒介等が行われない取引を行う非上場認可 PTS 運営会員又は登録 PTS 運営会員について準用する。この場合において、これらの規定中「非上場認可 PTS 取引協会員」又は「登録 PTS 取引協会員」とあるのは「非上場認可 PTS 運営会員」又は「登録 PTS 運営会員」と、「非上場認可 PTS 取引業務」又は「登録 PTS 取引業務」とあるのは「非上場認可 PTS 運營業務」又は「登録 PTS 運營業務」と、それぞれ読み替えるものとする。

Q1：「非上場認可 PTS 運營業務のうち、非上場認可 PTS 取引協会員による媒介等が行われない取引を行う」とは、どのような場合を想定しているか。

A1：例えば、非上場認可 PTS 運営会員が非上場認可 PTS 取引協会員ではない機関投資家からの注文を直接受託する場合等を想定しています。

【第2編:登録PTS】

【第4条の2（登録PTS運営会員における社内規則の制定等）関係】

（登録PTS運営会員における社内規則の制定等）

第4条の2 登録PTS運営会員は、登録PTS運営業務を行うに当たり、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を定めた社内規則を作成しなければならない。

1 取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員 取次型登録PTS運営業務に係る以下の事項

- イ 登録PTS銘柄の適正性の審査に関する事項
- ロ 登録PTS銘柄の取扱廃止基準に関する事項
- ハ 発行体との契約に関する事項
- ニ 適時の情報提供に関する事項
- ホ 売買審査の実施に関する事項
- ヘ 価格情報の公表等に関する事項
- ト 発行体への措置及び登録PTS銘柄の売買停止措置等に関する事項
- チ 受渡決済に関する事項
- リ 上場有価証券及び非上場認可PTS銘柄との誤認防止措置に関する事項
- ヌ 登録PTS取引協会員に遵守させるべき事項

2 自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員 自社顧客型登録PTS運営業務に係る以下の事項（ただし、公募登録PTS銘柄を取り扱う場合、ハ、ニ及びトを除く。）

- イ 登録PTS銘柄の適正性の審査に関する事項
- ロ 登録PTS銘柄の取扱廃止基準に関する事項
- ハ 発行体との契約に関する事項
- ニ 適時の情報提供に関する事項
- ホ 売買審査の実施に関する事項
- ヘ 価格情報の提供等に関する事項
- ト 発行体への措置に関する事項
- チ 登録PTS銘柄の売買停止措置等に関する事項
- リ 受渡決済に関する事項
- ヌ 上場有価証券及び非上場認可PTS銘柄との誤認防止措置に関する事項

2 登録PTS取引協会員は、登録PTS取引業務を行うに当たり、登録PTS運営会員が前項第1号ヌに基づき社内規則で定める事項を遵守しなければならない。

Q1：登録PTS運営会員が規則第4条の2第1項に従い社内規則で定めるべき事項は何か。

A1：規則第4条の2第1号イ、第2号イ（登録PTS銘柄の適正性の審査）、第1号ハ、第2号ハ（発行体との契約）、第1号ニ、第2号ニ（適時の情報提供）、第1号ホ、第2号ホ（売買審査の実施）、第1号ヘ（価格情報の公表等）、第2号ヘ（価格情報の提供等）、第1号ト、第2号ト、チ（発行体への措置及び登録PTS銘柄の売買停止措置等）及び第1号リ、第2号ヌ（上場有価証券及び非上場認可PTS銘柄との誤認防止措置）については、基本的にはそれぞれ規則に対応する規定（第6条の2から第13条）及び関連する本ガイドラインの内容を参考に定めることを想定しておりますが、その他、留意すべき事項等は以下のとおりです。

○第1号ロ、第2号ロ（登録PTS銘柄の取扱廃止基準）関係

登録PTS銘柄の取扱いを廃止する基準は各登録PTS運営会員によって異なるものと考えられますが、例えば、発行体からの適時の情報提供や法定開示書類の内容に

より投資家保護上問題のある状況であることが判明した又は発行体と登録 PTS 運営会員が規則第 7 条の規定に基づき締結した契約について重大な違反があったと登録 PTS 運営会員が認めた等の理由により、PTS での流通が適切でなくなったと判断される場合等に取扱廃止基準に該当する旨を規定することが想定されます。

また、登録 PTS 銘柄が取引所金融商品市場に上場することとなった場合、当該有価証券は本規則の対象外となることから、取引所金融商品市場に上場する前日までに登録 PTS 銘柄としての取扱いを廃止する必要があります。

なお、自社顧客型登録 PTS 運営業務における公募登録 PTS 銘柄については、発行体からの適時の情報提供や第 7 条第 2 項の規定に基づく発行体との契約は不要であることから、当該項目を取扱廃止事由から除くことが考えられます。

○第 1 号ニ、第 2 号ニ（適時の情報提供）関係

発行体から登録 PTS 運営会員への適時の情報提供が必要となる場合及び情報提供の内容を定めるとともに、発行体から適時の情報提供を受けた情報内容を公衆の縦覧に供する又は顧客に提供するまでのプロセスや方法について定めることを想定しております。また、登録 PTS 運営会員に対しては、規則第 8 条の 2 第 4 項により公衆の縦覧に供した又は顧客に提供した情報の内容の適正性確保に努める義務があることを踏まえ、適正性確保の方法に関する事項を社内規則で定めることを想定しております。

○第 1 号ト、第 2 号ト、チ（発行体への措置及び登録 PTS 銘柄の売買停止措置等）関係

発行体において適時の情報提供が行われない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合、登録 PTS 運営会員が当該発行体に対して改善要請を行うこと、また改善要請を行ったにも関わらず、改善が見られない場合に講ずる措置の内容について、社内規則で定めることを想定しております。具体的な措置としては、例えば以下の事項が考えられます。

- ① 適時の情報提供を行っていない発行体名の公表
- ② 当該発行体の銘柄は適切な情報提供が行われていない可能性がある旨の投資者への注意喚起
- ③ 取扱廃止

また、有価証券報告書や半期報告書等の法定開示書類の提出状況に不備その他の不適切な事項があることが判明した場合、登録 PTS 運営会員は当該銘柄について売買停止措置を講じることやその重大さに応じて取扱廃止とすることを社内規則で定めることが適切であると考えられます。

○第 1 号チ、第 2 号リ（受渡決済）関係

非上場株式については、会社法の規定に基づき譲渡が制限されている場合があります。そのような譲渡制限付株式を登録 PTS 銘柄に指定する登録 PTS 運営会員は、当該株式の約定から受渡し・決済に至るまでのプロセス（当該株式の発行体からの承認を取得する方法等）について、社内規則で定めることが想定されます。

○第 1 号ヌ（登録 PTS 取引協会員に遵守させるべき事項）関係

例えば、登録 PTS 運営業務の実施にあたっての取引のルールについて定めることなどが考えられます。

【第 5 条（業務内容の公表等）関係】

（業務内容の公表等）

第 5 条 非上場認可 PTS 運営会員及び登録 PTS 運営会員は、自社が行う非上場認可 PTS 運営業務又は登録 PTS 運営業務の内容について自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公表しなければならない。ただし、自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が、自社が行う自社顧客型登録 PTS 運営業務の内

容について、登録 PTS 銘柄取引を行う顧客に対して説明を行う場合はこの限りでない。

Q1：登録 PTS 運営会員が自社のウェブサイト等において公表すべき登録 PTS 運営業務の内容又は自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が登録 PTS 銘柄取引を行う顧客に対して説明すべき自社顧客型登録 PTS 運営業務の内容にはどのようなものが考えられるか。

A1：投資者が登録 PTS 銘柄の取引を行うに際し、PTS の概要、取引ルールに関する情報及び登録 PTS 銘柄の適正性が確保されていることを確認することが重要であることから、規則第 5 条では、登録 PTS 運営会員の業務内容を自社のウェブサイト等で公表することを求めています。

なお、自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員にあっては、登録 PTS 銘柄取引を行う顧客が自社顧客に限定されていることから、自社のウェブサイト等における公表によらず、当該顧客へ説明を行うことも認められます。

公表又は説明すべき登録 PTS 運営業務の内容としては、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（Ⅳ－４－２－１⑤ロ f）も踏まえ、例えば以下の事項が考えられます。

- ① 登録 PTS 運営会員の概要
- ② 取引ルール（注文、価格決定の方法等）
- ③ 登録 PTS 銘柄の適正性確保に関する事項（審査基準の概要及び審査方法等）

Q2：自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が登録 PTS 銘柄取引を行う顧客への説明の方法としてはどのような方法が考えられるか。

A2：登録 PTS 運営会員のウェブサイトにおける顧客の本人認証後の専用画面等（以下「マイページ」という。）上において説明ページを設けることや、書面や電磁的方法等を用い、取引を行う前に説明することが考えられます。

【第 6 条の 2（登録 PTS 銘柄の適正性審査）関係】

（登録 PTS 銘柄の適正性審査）

第 6 条の 2 登録 PTS 運営会員は、非上場有価証券を新たに登録 PTS 銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該非上場有価証券の適正性について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について審査を行わなければならない。

1 企業金融型商品

- イ 発行体の業務の実在性、事業継続体制
- ロ 発行体におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況
- ハ 発行体の財務状況
- ニ 発行体における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表等を適正に行うための態勢整備の状況（発行体が第 6 条第 1 号イに該当する者である場合に限る。）
- ホ 発行体における適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況（自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が非上場有価証券を公募登録 PTS 銘柄に追加する場合を除く。）
- ヘ 発行体が反社会的勢力との関係を有しないこと
- ト 当該非上場有価証券（トークン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項
- チ その他投資者保護の観点から登録 PTS 運営会員が必要と認める事項

2 資産金融型商品

- イ 資産の流動化のスキームの合理性、適切性

- ロ 発行体及び運用会社等におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況
- ハ 受益者等と発行体及び運用会社等との間における利益相反状況
- ニ 発行体及び運用会社等の財務状況
- ホ 発行体及び運用会社等における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表等を適正に行うための態勢整備の状況（発行体が第6条第2号イに該当する者である場合に限る。）
- ヘ 発行体及び運用会社等における適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況（自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が非上場有価証券を公募登録 PTS 銘柄に追加する場合を除く。）
- ト 発行体及び運用会社等が反社会的勢力との関係を有しないこと
- チ 当該非上場有価証券（トークン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項
- リ その他投資者保護の観点から登録 PTS 運営会員が必要と認める事項

Q1：登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員による登録 PTS 銘柄の適正性審査にあたり、審査の対象となる銘柄の引受主幹事を担った証券会社の審査結果等を参考にすることはできるか。

A1：規則第6条の2で定める登録 PTS 銘柄の適正性審査にあたり、例えば当該銘柄の発行時点から PTS での取引が予定されている場合等には、発行体及び審査の対象となる銘柄の引受主幹事や募集の取扱い時に主導的な役割を担う協会員（以下「引受主幹事等」という。）の同意が得られる場合、引受主幹事等による審査結果等を参考とすることもできると考えられます。ただし、その場合でも、引受けや募集の取扱いから期間が相当程度経過しており、引受主幹事等による審査結果等を参考とすることが適当でない場合もあることに留意が必要です。

Q2：登録 PTS 運営会員による登録 PTS 銘柄の適正性審査にあたり、募集又は私募の取扱いや株主コミュニティの組成時等に自社が行った引受審査又はデューデリジェンス（審査等）の結果を参照することはできるか。

A2：規則第6条の2で定める登録 PTS 銘柄の適正性審査にあたり、当該銘柄の募集又は私募の取扱いや株主コミュニティの組成時等に自社が行った審査等の結果を参照することは可能と考えられます。ただし、その場合でも、募集又は私募の取扱いや株主コミュニティの組成時等から期間が相当程度経過しており、自社が行った審査等の結果を参考とすることが適当でない場合もあることに留意が必要です。

Q3：規則上、登録 PTS 運営会員は銘柄ごとに審査を行うことが求められているが、既に（登録 PTS 銘柄の発行体として）審査を行ったことがある発行体の異なる有価証券を追加する場合でも、すべての項目について審査が必要か。

A3：登録 PTS 運営会員が行う適正性の審査について、既に当該発行体について登録 PTS 銘柄を発行する者として審査したことがある場合であって、共通する審査項目について審査済みの内容に重要な変更がないことが確認できたときには、一部適正性の審査を省略・簡素化することが考えられます。
ただし、その場合でも重要な変更が行われていないことを確認した証拠などを残す必要がある点に留意すべきと考えられます。

Q4：「当該非上場有価証券（トークン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項」（第1号ト、第2号チ）とは何か。

A4：例えば、以下の事項が考えられます。

1. プラットフォームのシステムリスク管理態勢等について

トークンの発行・移転が行われるプラットフォーム等（必要に応じ証券会社やプラットフォームが管理するウォレット等を含む）のシステムリスク管理態勢、サイバーセキュリティ管理体制等が整備されていることを確認することによって、登録 PTS 銘柄取引によりトークン化有価証券を取得する顧客の権利が保護される仕組みが整備されているか、確認が必要と考えられます。

2. 登録 PTS 運営会員における秘密鍵や発行体等が管理する権利者や権利数を電子的に記録した帳簿の管理方法の対応可能性

トークン化有価証券は、トークンの発行・移転が行われるプラットフォームや商品ごとのスキームにより権利移転の方法が異なることが想定されます。そのため、登録 PTS 銘柄取引によりプラットフォーム上のトークン移転や発行体等が管理する権利者や権利数を電子的に記録した帳簿の書き換えが行われ、正常に権利が移転されるか、個別の銘柄ごとに確認が必要と考えられます。

ただし、過去に同一のプラットフォーム、スキーム及び管理方法による銘柄の適正性審査を実施している場合においては、上記 1 及び 2 に記載された事項について、過去の審査時に確認した内容から変更がないことを確認することや変更がある部分について審査することも考えられます。その場合でも、確認内容について記録を残しておくことが望ましいと考えられます。

Q5：「受益者等と発行体及び運用会社等との間における利益相反状況」（第 2 号ハ）とは具体的にどのような事項を審査すればよいのか。

A5：発行体が、運用会社等及びそのグループ会社との間で、取引行為その他の資産の運用、役員の兼職等を通じて不当に利益を供与又は享受することで、受益者等の利益が不当に損なわれる状況が生じていないかを確認することが考えられます。例えば、発行体から以下の事項について確認した文書を受領する等の方法によることが考えられます。

- ・発行体と運用会社等及びそのグループ会社との間に取引が発生している場合において、当該取引が取引を継続する合理性及び取引価格を含めた取引条件の妥当性を有すること。
- ・発行体又は運用会社等と同一の企業グループに属する受益者等が自己の利益を優先することにより、他の受益者等の利益が不当に損なわれる状況にないこと

Q6：適正性審査項目について、商品の発行スキーム等により当てはまる事項がない場合には確認は不要としてよいのか。

A6：当てはまる事項がない場合には確認は不要です。

【第 7 条（発行体との契約締結）関係】

（発行体との契約締結）

第 7 条

2 登録 PTS 運営会員は、非上場有価証券を新たに登録 PTS 銘柄に追加する場合（自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が非上場有価証券を公募登録 PTS 銘柄に追加する場合を除く。）には、あらかじめ、当該非上場有価証券の発行体との間で次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。

- 1 発行体による登録 PTS 運営会員への適時の情報提供に関する事項
- 2 発行体又は運用会社等のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表等に関する事項
- 3 発行体による登録 PTS 運営会員への適時の情報提供が実施されない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合の措置に関する事項
- 4 発行体による登録 PTS 運営会員への適時の情報提供に必要な情報を運用会社等

が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨

5 前各号に掲げる事項のほか、登録 PTS 運営会員の定める規則を遵守する旨

Q1：規則第7条第2項第1号「発行体による登録 PTS 運営会員への適時の情報提供に関する事項」について留意すべき事項等はあるか。

A1：発行体により登録 PTS 運営会員に提供される適時の情報提供の内容及び時期に加え、発行体からの情報提供の情報内容について登録 PTS 運営会員が公衆縦覧や顧客への提供を行うこと等について契約に含める必要がある点に留意が必要です。

Q2：規則第7条第2項第4号「発行体による登録 PTS 運営会員への適時の情報提供に必要な情報を運用会社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨」についてどのように対応すべきか。

A2：登録 PTS 運営会員と発行体との契約の条項で、運用会社等の名称及び当該運用会社等の協力を得る旨を明記する必要があります。また、発行体と運用会社等との間の契約において運用会社等が適時の情報提供に関する協力を行う態勢が整っているかを確認することや、運用会社等を含めた3者間の契約を締結することが望ましいと考えられます。

【第8条の2（登録 PTS 銘柄の発行体による適時の情報提供）関係】

（登録 PTS 銘柄の発行体による適時の情報提供）

第8条の2 取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員は、第7条第2項の契約において、同項第1号により定める発行体による登録 PTS 運営会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

1 発行体から登録 PTS 運営会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項

イ 登録 PTS 銘柄について、金商法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出しなければならない場合

ロ 登録 PTS 銘柄について、公表した特定証券情報等について、金商法第27条の31第4項又は第27条の32第3項に該当した場合

ハ 投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生があった場合（イ又はロに掲げる場合を除く。）

ニ イからハに掲げる場合の他、登録 PTS 運営会員が必要と認める場合

2 発行体から登録 PTS 運営会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項

イ 前号イに該当する場合、提出する臨時報告書の記載事項

ロ 前号ロに該当する場合、訂正する情報の内容

ハ 前号ハに該当する場合、当該投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の内容

ニ 前号ニに該当する場合、登録 PTS 運営会員が必要と認める事項

3 発行体の登録 PTS 運営会員に対する情報提供の期限

2 自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員は、第7条第2項の契約において、同項第1号により定める発行体による登録 PTS 運営会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

1 発行体から登録 PTS 運営会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項

イ 登録 PTS 銘柄について、公表等を行った特定証券情報等について、金商法第27条の31第4項又は第27条の32第3項に該当した場合

ロ 会社法に基づく計算書類又は事業報告を作成した場合

- ハ 継続企業の前提に重大な疑義が生じた場合 - ニ イからハに掲げる場合の他、登録 PTS 運営会員が必要と認める場合
2 発行体から登録 PTS 運営会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項 - イ 前号イに該当する場合、訂正する情報の内容 - ロ 前号ロに該当する場合、作成した計算書類又は事業報告の内容 - ハ 前号ハに該当する場合、重大な疑義の内容 - ニ 前号ニに該当する場合、登録 PTS 運営会員が必要と認める事項
3 発行体の登録 PTS 運営会員に対する情報提供の期限
3 登録 PTS 運営会員は、発行体から適時の情報提供を受けた場合、当該情報内容を速やかに自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が顧客に当該情報を提供した場合は、公衆の縦覧に供することを要しない。
4 登録 PTS 運営会員は、前項に基づき公衆の縦覧に供した情報又は顧客に提供した情報の内容の適正性の確保に努めるものとする。

Q1：トークン化有価証券において、規則第8条の2第1項第1号ハに該当するのはどのような場合か。

A1：例えば以下の事実が生じた場合が該当するものと考えられます。

<企業金融型商品>

1. 発行体の決定事実

- ① 資本金の額の減少
- ② 解散（合併による解散を除く。）、業務上の提携又はその解消、事業の開始・廃止
- ③ 商号又は名称の変更、決算期の変更
- ④ 継続企業の前提に関する事項の計算書類への注記
- ⑤ 当該発行体が発行する社債券に関する社債権者集会の招集
- ⑥ 剰余金の配当の決定及び優待の新設又は廃止

2. 発行体の発生事実

- ① 有価証券報告書の提出遅延、有価証券報告書の提出期限延長申請に係る承認
- ② 財務諸表等の監査報告書における不適正意見、意見不表明、継続企業の前提に関する事項を除外事項とした限定付適正意見
- ③ 当該発行体が発行する社債券に関する期限の利益の喪失、社債権者集会の招集
- ④ 親会社等に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て
- ⑤ 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

3. 当該発行体の子会社に係る決定事実又は発生事実

上記1. 又は2. の事実が当該発行体の子会社において生じ、当該事実が当該発行体の運営、業務若しくは財産又は当該トークン化有価証券に関する重要な事実として投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす場合

<資産金融型商品>

1. 発行体の決定事実

- ① 受益権又は信託の併合又は分割
- ② 資産運用に係る委託契約の締結又はその解約
- ③ 金銭の分配の決定及び優待の新設又は廃止

2. 発行体の発生事実

- ① 有価証券報告書の提出遅延、有価証券報告書の提出期限延長申請に係る承認
- ② 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

3. 運用会社等の決定事実又は発生事実

上記1. 又は2. の事実が当該トークン化有価証券の運用会社等において生じ、当該事実が当該発行体の運営、業務若しくは財産又は当該トークン化有価証券に関する重要な事実として投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす場合

Q2：特定投資家向け有価証券において、規則第8条の2第1項第1号ロ又はハに該当するのはどのような場合か。

A2：例えば以下の事実が生じた場合が該当するものと考えられます。

<企業金融型商品>

1. 発行体に係る決定事実

- (1) 株式等の状況に関する事項
 - ① 新株の発行、資本金の額の減少
 - ② 合併等の組織再編行為
 - ③ 剰余金の配当の決定及び優待の新設又は廃止
- (2) 事業の内容等に関する事項
 - ④ 業務上の提携、新事業の開始
 - ⑤ 解散、事業の廃止、業務上の提携の解消
 - ⑥ 代表取締役の異動、商号・名称の変更、決算期の変更
- (3) コーポレート・ガバナンスに関する事項
 - ⑦ 会計監査人設置会社である発行体における、継続企業の前提に関する事項の計算書類への注記
 - ⑧ 全部取得条項付種類株式の全部の取得若しくは特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認又は不承認
- (4) その他
 - ⑨ 当該発行体が発行する社債券に関する社債権者集会の招集

2. 発行体に係る発生事実

- ① 手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分
- ② 発行者情報の公表遅延又は有価証券報告書の提出遅延若しくは有価証券報告書の提出期限延長申請に係る承認
- ③ 会計監査人設置会社である発行体における、財務諸表等の監査報告書における不適正意見、意見不表明、継続企業の前提に関する事項を除外事項とした限定付適正意見
- ④ 当該発行体が発行する社債券に関する期限の利益の喪失、社債権者集会の招集
- ⑤ 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

3. 当該発行体の子会社に係る決定事実又は発生事実

上記 1. 又は 2. の事実が当該発行体の子会社において生じ、当該事実が当該発行体の運営、業務若しくは財産又は当該特定投資家向け有価証券に関する重要な事実として投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす場合

<資産金融型商品>

1. 発行体に係る決定事実

- ① 投資口又は受益権の追加発行の決定
- ② 合併、解散又は資産運用に係る委託契約の締結若しくは解約の決定
- ③ 金銭の分配の決定及び優待の新設又は廃止

2. 発行体に係る発生事実

- ① 手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分
- ② 発行者情報の提出遅延又は有価証券報告書の提出遅延若しくは有価証券報告書の提出期限延長申請に係る承認
- ③ 財務諸表等の監査報告書における不適正意見、意見不表明、継続企業の前提に関する事項を除外事項とした限定付適正意見
- ④ 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

3. 運用会社等に係る決定事実又は発生事実

上記 1. 又は 2. の事実が当該特定投資家向け有価証券の運用会社等において生じ、当該事実が当該発行体の運営、業務若しくは財産又は当該特定投資家向け有価証券に関する重要な事実として投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす場合

Q3：規則第 8 条の 2 第 2 項第 1 号ハ「継続企業の前提に重大な疑義が生じた場合」に該当するのはどのような場合か。

A3：例えば、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等が行われた場合や手形若しくは小切手の不渡り又は破産手続開始の申立て等があり、多額の取立不能又は取立遅延のおそれが発生した場合などが考えられます。

Q4：登録 PTS 銘柄の発行体が上場会社等の場合において、規則第 8 条の 2 第 1 項及び第 2 項による契約で定める適時の情報提供に関する事項のうち、TDnet において開示されている事項については、発行体から登録 PTS 運営会員への情報提供を不要とすることはできるか。

A4：登録 PTS 銘柄の発行体が金融商品取引所の上場会社であって、適時の情報提供が必要な事項が TDnet において開示されている場合は、当該発行体が当該情報が TDnet に掲載された旨及びその日付の連絡を登録 PTS 運営会員に行うことをもって、登録 PTS 運営会員への情報提供が行われたとみなして差し支えありません。

この場合、登録 PTS 運営会員は自社のウェブサイト等に当該発行体による適時の情報提供の情報内容自体を掲載する方法に代えて、自社のウェブサイト等に当該発行体による適時の情報提供の情報内容は TDnet で閲覧できる旨を注記するとともに TDnet のトップページの URL を掲載する方法により公衆の縦覧に供する又は顧客に情報を提供することが考えられます。

Q5：規則第 8 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 2 項第 3 号「発行体の登録 PTS 運営会員に対する情報提供の期限」はどのように定めればよいか。

A5：適時の情報提供の情報内容の公衆縦覧又は顧客への提供は、法令に基づく臨時報告書による開示や法令諸規則に基づく発行情報の訂正の内容について、直ちに、投資者に情報提供が行われることを意図しています。実際の期限については商品性等の実態に応じ登録 PTS 運営会員が発行体との間で取り決めるものですが、例えば毎営業日取引が可能な商品であれば、原則として情報提供が必要となる事由が生じた当日中又は翌日中に情報提供が行われることを想定しています。

なお、上場会社等である発行体が登録 PTS 運営会員との契約に基づき、適時の情報提供を TDnet において開示されている資料の URL により行う場合でも、上記と同様の考え方による必要がある点に留意が必要です。

Q6：登録 PTS 運営会員は発行体による適時の情報提供の内容の適正性について、公衆の縦覧に供する又は顧客に提供する前に確認する必要があるか。

A5：規則第 8 条の 2 第 4 項の規定は、第 3 項に基づき公衆の縦覧に供した又は顧客に提供した情報について、事後的に確認することにより適正性の確保に努めることを求めるものです。ただし、登録 PTS 運営会員が情報提供の内容の適正性について、事前に発行体から相談を受けること又は確認をすることを妨げるものではありません。

Q7：発行体の親法人等が上場会社である場合、発行体による適時の情報提供及び登録 PTS 運営会員による公衆縦覧又は顧客への情報提供に当たり、留意すべき点はあるか。

A7：発行体による適時の情報提供の内容が上場会社である親法人等の重要事実に該当する場合には、当該親法人等からの公表が行われたことを確認のうえ、登録 PTS 運営会員による公衆縦覧又は顧客への情報提供が行われるよう留意すべきであると考えられます。

Q8：登録 PTS 運営会員における公衆縦覧又は顧客への提供期間はどのように考えればよいか。

A8：商品性や取引の実態に応じた適切な期間を設定いただく必要があります。なお、取引不可能な期間がある銘柄については、投資者への情報提供の観点からは、当該取引不可能期間よりも長い期間を設ける必要があると考えられます。

Q9：規則第 8 条の 2 第 3 項による公衆縦覧は、登録 PTS 運営会員のウェブサイト以外で行うことも可能か。

A9：規則第 8 条の 2 第 3 項に規定する「自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）」は自社のウェブサイトに掲載する方法のみに限定されませんが、投資者の利便性の観点から、一覧性をもたせたいうえでアクセスしやすい場所とすることが必要です。また、自社のウェブサイト以外に掲載する場合は、自社のウェブサイト上でも掲載場所を案内することが望ましいと考えられます。

【第 9 条の 2（登録 PTS 銘柄の価格情報の公表等）関係】

（登録 PTS 銘柄の価格情報の公表等）

第 9 条の 2 取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員は、登録 PTS 銘柄の約定価格、最終気配及び出来高を自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により、毎営業日、公表しなければならない。

2 取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員は、登録 PTS 取引協会より登録 PTS 銘柄の約定価格等の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。

3 自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員及び登録 PTS 取引協会員は、顧客より登録 PTS 銘柄（当該自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が行う登録 PTS 運営業務又は当該登録 PTS 取引協会員が行う登録 PTS 取引業務により取引されるものに限る。次条及び第 13 条第 3 項及び第 4 項において同じ。）の約定価格等の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。

Q1：規則第 9 条の 2 第 1 項に基づき取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が公表する価格情報（約定価格、最終気配及び出来高）のうち、約定価格は具体的にはどのようなものが考えられるか。また、前場・後場がある場合等にはそれぞれの価格情報を公表する必要があるか。

A1：約定価格については、いわゆる四本値（始値、終値、高値及び安値）を想定しています。一日の中で取引の時間が分かれている場合でも、公表する価格情報は営業日ごとのもので差し支えありません。なお、一日に一度のみ取引が行われる場合、その価格のみを公表することで差し支えありません。

Q2：規則第 9 条の 2 第 1 項に基づき取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が公表する価格情報について、取引が成立していない場合はどのような情報を公表することが考えられるか。

A2：取引が成立していない場合は、その旨を表す符号等を表示することが考えられます。また、その場合、直近の約定価格又は最終気配等を当該約定日又は当該最終気配が形成された日付とともに表示することが望ましいと考えられます。

【第 10 条（不公正取引等の防止）関係】

（不公正取引等の防止）

第 10 条 非上場認可 PTS 取引協会員及び登録 PTS 取引協会員は、非上場認可 PTS 取引業務又は登録 PTS 取引業務を行うに当たり、次の各号に掲げる取引を防止する態勢を整備しなければならない。

- 1 仮装売買、馴合い売買等の不正な手段を用いて行われる取引
 - 2 非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を仮装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価格を高くして買付けを行う又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の取引
 - 3 他の投資者に相場が自然に形成されたと誤解させて売買取引に誘い込むことを目的として、約定させる意思のない買付け又は売付けを行う等の取引
- 2 前項各号に掲げる不公正取引のほか、非上場認可 PTS 取引協会員及び登録 PTS 取引協会員は、非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄の取引状況に比し、過当とみられる取引を防止する態勢を整備しなければならない。

Q1：規則第 10 条第 1 項第 3 号「他の投資者に相場が自然に形成されたと誤解させて売買取引に誘い込むことを目的として、約定させる意思のない買付け又は売付けを行う等の取引」は、いわゆる見せ玉を指すのか。

A1：いわゆる見せ玉を指します。「買付け又は売付けを行う等の取引」には注文の取消しや変更も含む点に留意してください。

Q2：規則第 10 条第 2 項「非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄の取引状況に比し、過当とみられる取引」は、どのような取引を想定しているのか。

A2：例えば、市況の変動又は投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生

等がないにも関わらず、当該非上場認可 PTS 銘柄又は当該登録 PTS 銘柄の通常取引状況に鑑みて過当とみられる数量・頻度であって、市場の秩序を害すると認められるような取引が想定されます。

なお、通常売買が成立していない銘柄について、取引が発生したことをもって過当と判断するという趣旨ではありません。

【第 11 条（売買審査の実施） 関係】

（売買審査の実施）

第 11 条 非上場認可 PTS 運営会員及び登録 PTS 運営会員は、非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄の取引について、第 4 条第 1 項第 5 号又は第 4 条の 2 第 1 項第 1 号ホ若しくは同項第 2 号ホにより定めた社内規則に基づき適切に売買審査を行わなければならない。

2 非上場認可 PTS 運営会員又は取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員は、前項に定める売買審査を行った結果、不公正取引等（前条第 1 項各号及び第 2 項に掲げる取引のほか、当該非上場認可 PTS 運営会員又は登録 PTS 運営会員が不公正取引等と認める取引をいう。以下同じ。）に該当する又は不公正取引等につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引の媒介等を行った非上場認可 PTS 取引協会会員又は登録 PTS 取引協会会員に対し注意喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該非上場認可 PTS 取引協会会員又は登録 PTS 取引協会会員との間で行う非上場認可 PTS 運営業務又は登録 PTS 運営業務の停止その他の適切な措置を講じなければならない。

3 自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員は、第 1 項に定める売買審査を行った結果、不公正取引等に該当する又は不公正取引等につながるおそれがあると認識した場合には、第 4 条の 2 第 1 項第 2 号ホにより定めた社内規則に基づき適切な措置を講じなければならない。

Q1：登録 PTS 運営会員が売買審査を行った結果、不公正取引等に該当する又は不公正取引等につながるおそれがあると認識した場合に講じる適切な措置として、どのようなことが考えられるか。

A1：登録 PTS 運営会員は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（IV－4－2－1⑤ロ b iii）において、売買等の審査を行った結果、取引の公正を害し、又は、害するおそれがあると認識した場合は、当該取引を行った顧客に対する注意喚起、当該顧客の私設取引システムにおける取引の停止その他の適切な措置及び、当該認識した内容に関する証券取引等監視委員会及び本協会への報告を行うこととされていることを踏まえ、適切な措置を講じる必要があります。

【第 12 条（売買停止措置） 関係】

（売買停止措置）

第 12 条 非上場認可 PTS 運営会員及び登録 PTS 運営会員は、第 4 条第 1 項第 7 号又は第 4 条の 2 第 1 項第 1 号ト若しくは同項第 2 号チにより定めた社内規則に基づき適切に売買停止措置を講じなければならない。

Q1：登録 PTS 運営会員はどのような場合に売買停止を行う必要があるか。

A1：登録 PTS 運営会員は、社内規則に基づき、適切に売買停止措置を講じる必要がありますが、例えば以下の場合については売買停止措置が必要と考えられます。

（1） 債券又は転換社債型新株予約権付社債券について抽選償還が行われる場合で、登録 PTS 運営会員が必要であると認める場合

- (2) 登録 PTS 銘柄又はその発行体等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は登録 PTS 運営会員が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合
- (3) 発行体の有価証券報告書や半期報告書等の法定開示書類の提出状況等について、不備その他の不適切な事項があることが判明した場合
- (4) 売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買を継続して行わせることが適当でないと認める場合
- (5) 売買システムの稼働に支障が生じたとき、プラットフォームのシステムの稼働に支障が生じたとき、登録 PTS 運営業務に係る登録 PTS 運営会員の施設に支障が生じたとき等において、売買を継続して行わせることが困難であると認める場合
- (6) 売買の取消しを行う可能性があることを周知させる必要があると認める場合

【第 13 条（上場有価証券等との誤認防止措置）関係】

（上場有価証券等との誤認防止措置） 第 13 条 3 登録 PTS 運営会員は、登録 PTS 銘柄が上場有価証券及び非上場認可 PTS 銘柄ではないことについて自社のウェブサイト上で明示しなければならない。ただし、自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が顧客に対して説明を行う場合はこの限りでない。 4 登録 PTS 取引協会員は、登録 PTS 銘柄が上場有価証券及び非上場認可 PTS 銘柄ではないことについて、顧客に説明を行わなければならない。	
---	--

Q1：規則第 13 条第 3 項に関し、登録 PTS 運営会員はどのように対応することが考えられるか。

A1：登録 PTS 銘柄が上場有価証券及び非上場認可 PTS 銘柄ではないことを明示したうえで、例えば、登録 PTS 運営会員が取引の対象としている上場有価証券と登録 PTS 銘柄で情報の掲載ページを分け、①登録 PTS については、認可 PTS において求められている一部の要件（資本金、システムの二重化等）が法令上求められていない又は緩和されていること、②上場有価証券と異なり登録 PTS 運営会員による審査を経て取扱銘柄とされるものであること、③上場有価証券と流動性や情報開示の内容・頻度に違いがあること、④自社顧客型登録 PTS 運営業務における公募登録 PTS 銘柄は、臨時報告書以外に適時の情報提供が行われないこと等について注意書きを付すといった対応が望ましいと考えられます。また、自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が顧客に対して行う説明の方法については、顧客のマイページ上において説明ページを設けることや、書面や電磁的方法等を用い、顧客が取引を行う前に上記の内容について適切に理解できるよう説明することが考えられます。

Q2：規則第 13 条第 4 項に関し、登録 PTS 取引協会員はどのように説明を行うことが考えられるか。また、特定投資家にも説明を行う必要があるか。

A2：登録 PTS 銘柄が上場有価証券及び非上場認可 PTS 銘柄ではない旨を契約締結前の情報提供の情報に含めて提供する等により説明することが考えられます。顧客が特定投資家であり、契約締結前の情報提供を要しない場合でも、説明を行うことが必要です。

その他、前記 A1 の①～④の登録 PTS 銘柄取引に固有のリスク等について、契約締結前の情報提供の情報にその旨を含めて提供する等の適切な方法により説明を行うことが望ましいと考えられます。

【第 14 条（取引公正性の確保）関係】

(取引公正性の確保)

第14条 非上場認可PTS運営会員及び登録PTS運営会員は、顧客との間で非上場認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄の売買を行うに当たっては、合理的な方法で算出された時価を基準として適正な価格により取引を行い、その取引の公正性を確保しなければならない。

Q1：顧客との間で直接取引を行った登録PTS運営会員は、取引価格の算定方法等について、顧客に説明する必要があるか。

A1：顧客との間で直接取引を行った登録PTS運営会員は、取引価格の算定方法等について顧客の求めがあった場合には、書面や電磁的方法等を用い、その概要について説明することが適切と考えられます。

【第15条（特定投資家向け有価証券に係る特則等）関係】

(特定投資家向け有価証券に係る特則等)

第15条 非上場認可PTS取引協会員又は登録PTS取引協会員は、特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）以外の者である顧客から、私設取引システムにおける特定投資家向け有価証券の買付けの受託を行ってはならない。

2 第6条及び第6条の2の規定にかかわらず、非上場認可PTS運営会員又は登録PTS運営会員は、特定投資家向け有価証券である投資信託等（特定投資家投資勧誘等規則第2条第4号に規定する投資信託等をいう。以下同じ。）を新たに非上場認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該投資信託等の適正性について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について審査を行わなければならない。

1 投資信託受益証券（特定投資家投資勧誘等規則第2条第2号に規定する投資信託受益証券をいう。）

イ 発行体における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表等を適正に行うための態勢整備の状況（発行体が第6条第1号イに該当する者である場合に限る。）

ロ 発行体における適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況

ハ 当該投資信託受益証券（トークン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項

ニ その他投資者保護の観点から非上場認可PTS運営会員又は登録PTS運営会員が必要と認める事項

2 投資証券等（特定投資家投資勧誘等規則第2条第3号に規定する投資証券等をいう。）

イ 発行体及び運用会社等におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況

ロ 受益者等と発行体及び運用会社等との間における利益相反状況

ハ 発行体及び運用会社等における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表等を適正に行うための態勢整備の状況（発行体が第6条第2号イに該当する者である場合に限る。）

ニ 発行体及び運用会社等における適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況

ホ 発行体及び運用会社等が反社会的勢力との関係を有しないこと

ヘ 当該投資証券等（トークン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項

ト その他投資者保護の観点から非上場認可 PTS 運営会員又は登録 PTS 運営会員が必要と認める事項

- 3 非上場認可 PTS 運営会員又は登録 PTS 運営会員（取次型登録 PTS 運営業務を行う場合に限る。）は、特定投資家向け有価証券を新たに非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該特定投資家向け有価証券の発行体（有価証券報告書を提出しなければならない発行体を除く。）との間で、次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。
- 1 当該非上場認可 PTS 運営会員又は登録 PTS 運営会員が当該特定投資家向け有価証券を非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄に追加するまでに、発行者情報（発行者情報が作成されていない場合には、特定証券情報）を特定投資家投資勧誘等規則第7条第2項第2号（特定証券情報にあっては同規則第6条第2項第2号）の方法（取扱協会のウェブサイトにおいて公表する方法を除く。）により公表する旨
 - 2 当該特定投資家向け有価証券が非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄となっている間、発行者情報を特定投資家投資勧誘等規則第7条第2項第2号の方法（取扱協会のウェブサイトにおいて公表する方法を除く。）により公表する旨

Q1：特定投資家のみが取引する特定投資家向け有価証券について、一般投資家も取引するトークン化有価証券と同等の審査を行う必要はあるか。

A1：「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」において、特定投資家のみが取引する特定投資家向け有価証券の特性等を前提に、投資信託受益証券及び投資証券等については審査を不要としている項目もあることから、本規則においても、第15条第2項において特定投資家向け有価証券の審査基準を別途定めております。

【第16条（特定投資家等のみにより取引される登録 PTS 銘柄に係る特則等）関係】

（特定投資家等のみにより取引される登録 PTS 銘柄に係る特則等）

- 第16条 取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員は、一般投資家（金商法第29条の4の4第8項第1号イに規定する一般投資家をいう。以下同じ。）以外の者及び準特定投資家（「特定投資家等に対する店頭有価証券の取引に関する規則」第2条第3号に規定する準特定投資家をいう。以下同じ。）のみを対象とする登録 PTS 銘柄について、第7条第2項の契約に第8条の2第2項各号に掲げる事項を規定した場合には、同条第1項各号に掲げる事項を規定することを要しない。
- 2 取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員は、第8条の2第3項の規定にかかわらず、一般投資家以外の者及び準特定投資家のみを対象とする登録 PTS 銘柄について、発行体から適時の情報提供を受けた場合であって、顧客及び登録 PTS 取引協会に当該情報を速やかに提供したときには、当該情報内容を公衆の縦覧に供することを要しない。
 - 3 前項の場合において、当該登録 PTS 運営会員から当該情報の提供を受けた登録 PTS 取引協会は、顧客に当該情報を速やかに提供しなければならない。
 - 4 取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員は、第9条の2第1項の規定にかかわらず、一般投資家以外の者及び準特定投資家のみを対象とする登録 PTS 銘柄について、顧客の求めに応じて直近の約定価格等を速やかに提示できる態勢を整備している場合には、当該登録 PTS 銘柄の約定価格及び最終気配を公表することを要しない。
 - 5 取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員は、一般投資家以外の者及び準特定投資家のみを対象とする登録 PTS 銘柄について、前4項の規定を適用する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を自社のウェブ

サイト上で明示しなければならない。ただし、当該登録 PTS 運営会員が顧客に対して当該事項を説明するときはこの限りでない。

1 第1項を適用する場合

第8条の2第2項第1号に規定する場合に限り、登録 PTS 運営会員による適時の情報提供が行われる旨

2 第2項及び第3項を適用する場合

登録 PTS 運営会員による適時の情報提供の内容の公衆の縦覧は行われず、登録 PTS 運営会員又は登録 PTS 取引協会が顧客に当該情報を提供する旨

3 第4項を適用する場合

登録 PTS 運営会員による約定価格及び最終気配の公表は行われず、登録 PTS 運営会員又は登録 PTS 取引協会が顧客の求めに応じて約定価格等を提示する旨

6 登録 PTS 取引協会は、第1項から第4項の規定が適用される登録 PTS 銘柄について、前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を顧客に説明しなければならない。

Q1：一般投資家以外の者及び準特定投資家のみを対象とする登録 PTS 銘柄とは、具体的にどのようなものか。

A1：「一般投資家以外の者及び準特定投資家のみを対象とする登録 PTS 銘柄」とは、特定投資家や発行体の役職員等、準特定投資家のみを対象とする登録 PTS 銘柄を指し、スタートアップ企業等への成長資金供給等の観点から、このような投資家に限定される登録 PTS 銘柄については、価格取引情報を公表ではなく提供による方法を認めるなどの措置を講じております。

なお、「一般投資家以外の者」については、金商法第29条の4第8項の「非上場有価証券特例仲介等業務」の対象顧客の概念を引用しており、具体的には以下の者が該当します。

- ① 特定投資家
- ② 非居住者
- ③ 当該登録 PTS 銘柄の発行体及びその役職員
- ④ 当該登録 PTS 銘柄の発行体の総株主等の議決権の50%を超える議決権を保有する会社

また、「準特定投資家」については「特定投資家等に対する店頭有価証券の取引に関する規則」に規定しており、具体的には以下の者が該当します。

- ① 法人（特定投資家を除く。）
- ② 金商法第34条の4第1項各号に掲げる個人（特定投資家を除く。）

Q2：一般投資家以外の者及び準特定投資家のみを対象とする登録 PTS 銘柄について、取引を行おうとする顧客が一般投資家以外の者又は準特定投資家であることの確認は誰がどのようにするのか。

A2：取引を行おうとする顧客が一般投資家以外の者又は準特定投資家であるかの確認については、登録 PTS 運営会員の顧客については当該登録 PTS 運営会員が、また、登録 PTS 取引協会の顧客については当該登録 PTS 取引協会が確認することが考えられます。

なお、登録 PTS 取引協会の顧客については、登録 PTS 運営会員では確認することはできないため、当該登録 PTS 銘柄について一般投資家（準特定投資家を除く。）による取引が行われないよう、登録 PTS 運営会員と登録 PTS 取引協会との間で締結する契約等において、登録 PTS 取引協会がその顧客の要件該当性を確認する旨を規定する等の対応をとることが考えられます。

Q3：規則第 16 条第 5 項に関し、登録 PTS 運営会員はどのように対応することが考えられるか。

A3：当該登録 PTS 銘柄について、規則第 16 条第 1 項から第 4 項のうち、適用する内容等を自社のウェブサイトに表示することが求められます。

また、ウェブサイトでの明示ではなく登録 PTS 運営会員が顧客に対して説明を行う場合については、顧客のマイページ上に説明ページを設けることや、書面や電磁的方法等を用い、顧客が取引を行う前に上記の内容について適切に理解できるよう説明することが考えられます。

なお、上記対応の他、例えば、「一般投資家を対象にしている登録 PTS 銘柄」と「一般投資家以外の者及び準特定投資家のみを対象とする登録 PTS 銘柄」とでウェブサイト上の掲載ページを分けるといった対応が考えられます。

Q4：規則第 16 条第 6 項に関し、登録 PTS 取引協会員はどのように説明を行うことが考えられるか。また、特定投資家にも説明を行う必要があるか。

A4：当該登録 PTS 銘柄について、規則第 16 条第 1 項から第 4 項のうち、登録 PTS 運営会員が適用する内容等について顧客のマイページ上に説明ページを設けることや、書面や電磁的方法等を用い、顧客が取引を行う前に上記の内容について適切に理解できるよう説明することが考えられます。

なお、当該説明事項について、契約締結前の情報提供の情報にその旨を含めて提供し、顧客に説明することが考えられます。その場合、当該顧客が特定投資家であり、契約締結前の情報提供を要しないとしても、当該説明を行うことが必要であることに留意が必要です。

【第 17 条（非上場認可 PTS 運営会員及び登録 PTS 運営会員に対する準用）関係】

（非上場認可 PTS 運営会員及び登録 PTS 運営会員に対する準用）

第 17 条 第 9 条第 3 項、第 9 条の 2 第 3 項、第 10 条及び第 15 条第 1 項の規定は、非上場認可 PTS 運営業務又は登録 PTS 運営業務のうち、非上場認可 PTS 取引協会員又は登録 PTS 取引協会員による媒介等が行われない取引を行う非上場認可 PTS 運営会員又は登録 PTS 運営会員について準用する。この場合において、これらの規定中「非上場認可 PTS 取引協会員」又は「登録 PTS 取引協会員」とあるのは「非上場認可 PTS 運営会員」又は「登録 PTS 運営会員」と、「非上場認可 PTS 取引業務」又は「登録 PTS 取引業務」とあるのは「非上場認可 PTS 運営業務」又は「登録 PTS 運営業務」と、それぞれ読み替えるものとする。

Q1：「登録 PTS 運営業務のうち、登録 PTS 取引協会員による媒介等が行われない取引を行う」とは、どのような場合を想定しているか。

A1：例えば、取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が登録 PTS 取引協会員ではない機関投資家からの注文を直接受託する場合等を想定しています。

以 上